

【Q11】 売買契約に、first refusal right を与えるとの表現が出てきましたが、どのような権利をさすのでしょうか。

【A11】 first refusal right は、right of first refusal ともいい、直訳すれば「最初に拒否する権利」です。不動産などの売買契約書にはよく出てくる語句で、このまま条項の見出しに使われることもよくあります。Black's Law Dictionary(Fifth Edition)は、  
“Right to have first opportunity to purchase real estate when such becomes available, or right to meet any other offer.” 「不動産の購入する権利が認められるようになったときに最初に購入できる権利、または他のいかなる申込みにも応ずることのできる権利」と説明しています。

したがって、first refusal right は「優先拒否権」というよりは、「優先買取権」すなわち「先買権」といったほうがわかりやすいでしょう。具体的な例で考えてみます。ある土地の所有者 X が Y に対しその土地の売却について first refusal right を与えたとします。X が、Y 以外の当事者 Z に土地を売ることによって価格など条件の交渉をすすめ、一定の条件が Z より提示されたとすると X は、Z から提示された offer の内容を Y に伝えなくてはなりません。

この場合 Y は同じ条件でその土地を購入したいときは、Z の提示した条件どおりで自分の土地を売るように要求することができます。つまり、Y が Z の提示した条件で契約することを希望する限り、X は Y と契約する義務があり、もし、Y が自分が与えられた権利すなわち「先買権」を行使しなかった場合にはじめて、Z と契約をすることができます。

この場合、契約条項例としては、“X agrees to grant Y a right of first refusal to purchase the Land for six months.” 「X は Y に対し 6 ヶ月間その土地の優先先買権を付与することに同意する。」のようになります。

Refusal は「拒否権」であり「拒絶することを選択することのできる権利」です。その意味で「選択権」の内容をもちます。ただ、「選択権」として一般に知られているのは、option の語でしょう。

option というとは何か並列的にいくつかあるもののなかからあるものを選ぶことのできる権利のみを思いうかべるかもしれませんが、正確には「一定の期間内にあらかじめ決められた価格で商品などを売りまたは買う権利」を意味します。これは、売る権利を対象とする put option と買う権利を対象とする call option とに大別できます。オプション取引の拡大は、最近の金融界においてとくに顕著です。

option と refusal とは以下の 2 点で異なります。つまり、①option が付与された時点ですでに契約条件が定まっている点、および②option を付与された者は、定められた行使期間中いつでも option を行使できる点です。

なお、合弁契約などに pre-emptive right の語句を見かけることがあります。これは、refusal right と似ていますが、「既存の株主が株式保有割合を減少させないために新株発

行に際し、その株式保有割合に比例して優先的に新株を引き受ける権利」のことで、いわゆる新株引受権をさします。

pre-emptive right は、ある会社の株式につき、第三者に先んじて一定の期間内に持ち分の割合に応じて株式を引き受けることのできる権利で、これも先買権的 option の一種といふことができます。

わが国の商法は、昭和 30(1955)年の改正で株主が新株をもたないことを原則とし、定款で株主に付与することもできるとし、新株引受権発行のさいに取締役会の決議で株主に付与してもよいことにしました(旧商法 280 条の 2 第 1 項 5 号、会社法 199 条第 1 項、201 条第 1 項)。

(弁護士 長谷川俊明)